六八一―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　国債の発行等に関する省令第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準を定める件の一部を改正する件　二七

七一　五47一

七二　五47一

七三　五47三

七四　五47四

七五―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五47四

八二　一〇50一

八三　一〇50一

八四―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一〇50八

八六　一〇50八

八七　一〇50九

八八　分離適格振替国債の指定等に関する省令第五条に規定する者を定める件及び政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令第三条に規定する者を定める件を廃止する件　二七四

八九　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二七70六七

九〇　財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン　二七70六八

九一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇71三七

九二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの輸入数量を告示する件　三一二

九三　平成二十六年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三一三

九四　オーストラリア協定の効力発生の日から平成二十七年二月二十八日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三一三

九五　平成二十六年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一三

九六　平成二十七年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件　三一三

九七　健康保険印紙の形式の一部を改正する件　三一73三六

九八　所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件　三一特11八〇〇

九九　所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三一特11八〇〇

一〇〇　法人税法施行規則第八条の三の十第三項（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件　三一特11八〇一

一〇一　法人税別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三一特11八〇一

一〇二　法人税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三一特11八〇二

一〇三　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を定める件の一部を改正する件　三一特11八〇二

一〇四　日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　三一特11八〇三

一〇五　登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件　三一特11八〇三

一〇六　登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件　三一特11八〇三

一〇七　消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件　三一特11八〇四

一〇八